〇特別養護老人ホームまごころの杜つくば 利用料金【入所】

今和6年6月1日現在

					יווי כד	0年6月1日現住
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
負担減額認	定による負担割合	老齢福祉年金受給の方で世帯全 員が住民税非課税の方 生活保護を受給されている方	世帯全員が住民税非課税で本人 の課税年金収入額と非課税年金 収入額の合計が年額80万円以 下の方	住民税非課税世帯、年金収入等 が80万超120万円以下の方	住民税が非課税世帯、年金収入 が120万円を超える方	(非該当)
食費	1日あたり	¥300	¥390	¥650	¥1,360	¥1,800
	1ヶ月 (30日) あたり	¥9,000	¥11,700	¥19,500	¥40,800	¥54,000
居住費	1日あたり	¥820	¥820	¥1,310	¥1,310	¥2,600
	1ヶ月 (30日) あたり	¥24,600	¥24,600	¥39,300	¥39,300	¥78,000
合計 (A)		¥33,600	¥36,300	¥58,800	¥80,100	¥132,000

	30 日分の介護費内訳 ※単位数計算						
	介護費の項目 加算の主な算定要件		要介護3	要介護4	要介護5		
	基本単位数		24,450	26,580	28,650		
	看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1人以上配置している		•			
	褥瘡マネジメント 加算 I	褥瘡の発生リスクについて、評価を行った場合		3			
	科学的介護推進体 制加算 I	心身の状況に関する情報を厚生労働省に提出している場合		40			
定期	サービス提供体制 強化加算 II	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が60%以上になっている					
六万	夜勤職員配置加算	夜勤介護職員・看護職員数が最低基準を1人以上上回っている					
	個別機能訓練加算 I	専従の機能訓練指導員を配置。機能訓練指導員や専門職が共同して 個別機能訓練計画を作成し機能訓練を実施している。	360				
	個別機能訓練加算 II	I を算定。個別機能訓練計画の情報を厚労省へ提出。訓練実施に当 たり当該情報や訓練実施の為必要な情報を活用している。	20				
	生性性侧上推進 (大型)加管 IT	安全と介護サービスの質を確保し職員の負担軽減に資する委員会を 開催。安全対策を講じ改善活動を継続摘に実施。見守り機器等の導 入。業務改善取組の効果を年1回データ提出。					
	初期加算	入所当初は生活に慣れる為に様々な支援が必要になることから利用 開始に行う取り組みを評価	900	入所定	入所した日から30日間に限り30単位/日算 定		
	療養食加算	病気の治療に必要な食事を提供した場合	540		1回につき6単位算定。1日3回まで算定可		
不完	外泊時加算	医療機関へ入院を要した場合および入所者の居宅で外泊をした 場合	1,476		1ヶ月に6日を限度とし月をまたがる場合は 最大12日間まで算定		
定期		①医学的知見に基づき医師が回復の見込みがないと判断している。	1,080	去日から起算し31日前〜45日前に限り 単位/日を算定(最大15日間)			
	看取り介護加 I	②医師・看護師・ケアマネジャーが共同で作成した介護計画書につ いて医師から説明を受け同意している。	3,888		逝去から起算し4日前〜30日前に限り 14単位/日を算定(最大27日間)		
		③看取りの指針に基づき入所者の状態、家族の求め等に応じ随時医 師等と連携の下介護記録等を活用した介護の説明を受け同意してい	1,360		ご逝去日の前日と前々日に限り 680単位/日(最大2日間)		
		か守し建筑の下月後60%守で10月0元月後の成功で支げ回ぶりている。 る。	1,280		ご逝去日に限り1,280単位を算定		
	新興感染症施設 療養費	厚労省が定める感染症に感染し、診療等を行う医療機関を確保す る。かつ適切な感染症対策をもって介護支援を行った場合。	1,200		1ヶ月に1回、連続する5日を限度として算 定 ※仮に5日間分を計算		
			要介護3	要介護4	要介護5		
		定期。合計単位数①	25,703	27,833	29,903		
介護職員処遇改善加算 I (①の14%)			3,598	3,897	4,186		
総単位数			29,301	31,730	34,089		
	介護費全額	〔1単位10.45円換算 ※地域区分5級地〕	¥306,200	¥331,575	¥356,234		
	1)護費自己負担分 1割分(B)	¥30,620	¥33,157	¥35,623		
	ĵ	護費自己負担分 2割分(B)	¥61,240	¥66,315	¥71,247		
	ſì	iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii	¥91,860	¥99,472	¥106,870		

- ・上記加算は厚生労働省が定める加算項目の一部となります。上記に表記のない加算でも算定要件に該当する場合は算定させていただく場合がございます。なお、上記を 含め算定要件を満たさない加算は計上いたしません。加算項目や算定の詳細につきましてご不明の点がありましたらご相談ください。
- ・介護保険法によりつくば市は介護費1単位あたり10.45円と定められております。介護保険適用額は端数処理により、実際の請求額と異なります。
- ・上記合計には不定期で算定させていただく加算は含まれておりません。該当する際に適時算定をさせていただきます。
- ・診察代やお薬代等の医療費や日用品費は実費となり上記合計には含まれておりません。詳しくは裏面をご参照ください。

図1ヶ月(30日)あたりのご利用料金合計(A+B) 早見表

負担減額認 定による負	要介護3			要介護4			要介護5		
担割合	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
第1段階	¥64,220			¥66,757			¥69,223		
第2段階	¥66,920			¥69,457			¥71,923		
第3-①段階	¥89,420			¥91,957			¥94,423		
第3-2段階	¥110,720			¥113,257			¥115,723		
4段階(非該当)	¥162,620	¥193,240	¥223,860	¥165,157	¥198,315	¥231,472	¥167,623	¥203,247	¥238,870

【その他介護保険外料金】 ※介護保険外サービスとなり任意でのご利用となります。

【 とり IC / IC							
項目	料金	内 容					
おやつ代	150円/日 (30日4,500円)	おやつの提供を希望する場合ご請求となります。					
理美容代	1,500円~ 6,500円/回	メニューにより料金が異なります。詳細は別紙料金表をご参照ください。					
日用生活品管理費	100円~ 2,500円/品	日用必需品の使用・補充・管理を代行する場合ご請求となります。詳細は別紙料 金表をご参照ください。					
医療費	実費	医療機関へ受診、お薬代など医療保険に係る費用としてご請求となります。					
電化製品等使用費	500円/月	居室等へお持ち込みになる電化製品をご使用になる場合、ご請求となります。お使いになる製品によっては左記とは別に料金を承る場合がございます。また、電気シェーバー等の電化製品や、在宅酸素機器といった医療機器等、日常生活上最低限必要となるものついて費用は掛かりません。					
布下着	1 枚700円	QOL向上の取り組みとして、紙オムツ使用の軽減(尿取りパットを除く)を目指します。テープ止め紙オムツをご使用方は全員の方※、履くタイプの紙オムツをお使いの方は入所後1~2週間ほど状況を確認したうえで該当する方に3枚ずつご購入いただきます。※布下着では排泄介助が適切に行えないような場合につきましては、テープ止め紙オムツを使用いたします。					